

平成26年度税制改正(案)

【個人所得課税】

- ①給与所得控除の見直し
- ②NISA口座開設等の柔軟化
- ③少人数私募債の節税防止に係る改正
- ④ストックオプション課税の適正化
- ⑤居住用財産の買換え特例の縮減
- ⑥居住財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長
- ⑦相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し
- ⑧損益通算と雑損控除に係る改正（ゴルフ会員権等）

【資産課税】

- ①医業継続に係る相続税の納税猶予等の創設
- ②医業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設

【法人課税】

- ①生産性向上設備投資促進税制の創設
- ②中小企業投資促進税制の拡大延長
- ③ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設
- ④雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充等
- ⑤復興特別法人税の廃止
- ⑥交際費等の損金不算入制度の見直し

※①～④は「民間投資活性化等のための税制改正大綱(秋の大綱)」での決定事項

【消費課税】

- ①車体課税の見直し
 - ・自動車取得税の税率の引下げ等
 - ・軽自動車税の税率の引上げ等
- ②消費税の見直し
 - ・簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

改正内容・・・給与所得控除の上限について、次のとおり漸次引き下げる。

	現行	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

適用時期等・・・平成28年1月1日以後

(参考資料) 見直し案による税負担変化(所得税+住民税) 自民税調小委員会平成25年12月10日資料抜粋

給与収入	現行の税負担	控除の上限額が適用される給与収入 1,500万円超→1,200万円超 控除の上限額 245万円→230万円 とした場合		控除の上限額が適用される給与収入 1,200万円超→1,000万円超 控除の上限額 230万円→220万円 とした場合	
	(平成27年分)	(平成28年分)	税負担 27年から	(平成29年分)	税負担 28年から
1,000万円	114	114	+0	114	+0
1,200万円	170	170	+0	173	+3
1,500万円	267	274	+7	278	+4
2,000万円	486	492	+7	497	+4
3,000万円	970	978	+8	983	+5
4,000万円	1,479	1,486	+8	1,491	+5
5,000万円	2,011	2,019	+8	2,025	+6
1億円	4,808	4,816	+8	4,822	+6

※夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族、1人は一般扶養親族)の場合として計算している。

※年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

改正内容

現行	改正(案)
同一勘定設定期間（26～29年、30～33年、34～35年）において、金融機関の変更ができない。	1年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更が可能になる。
NISA口座を廃止すると、同一勘定設定期間においては、NISA口座の再開設ができない。	NISA口座を廃止しても、翌年以降にNISA口座を再開設することが可能になる。

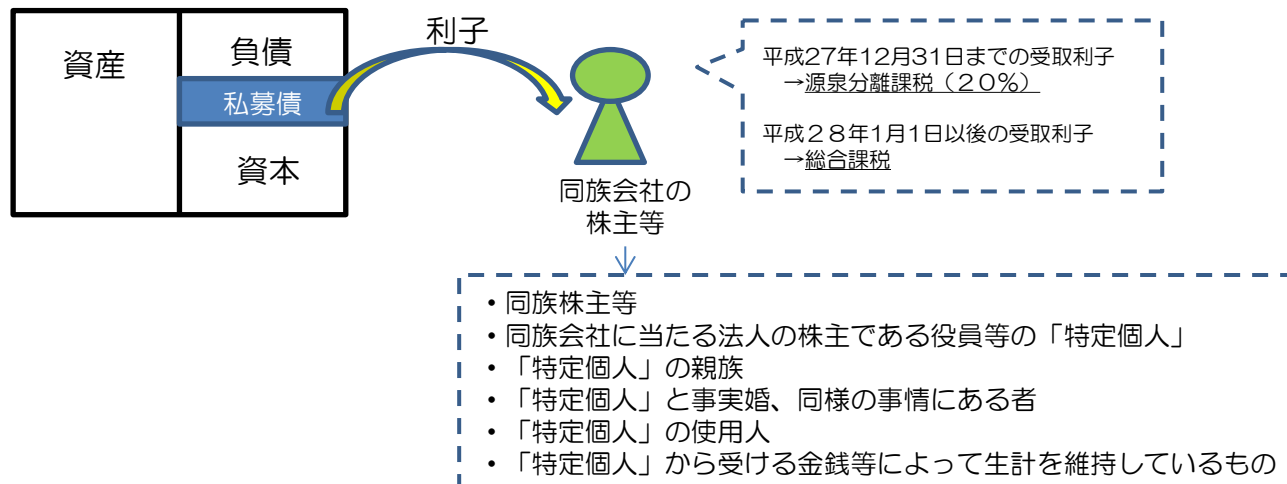
適用時期等・・・平成27年1月1日以後

NISA口座を開設した場合のイメージ

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
26年	A金融機関													
27年		B金融機関												
28年														
29年														
30年					C金融機関									
31年							廃止	D金融機関						
32年														
33年														
34年														
35年														

改正概要・・・同族会社の株主等が受ける、その同族会社の社債利子について、平成28年分から総合課税される。

適用時期等・・・平成28年1月1日以後に支払いを受けるもの



平成25年税制改正により、同族会社において関係者である居住者が受取る社債（私募債）の利子について平成28年以降は、原則として源泉分離課税（20%）ではなく、総合課税（最高税率55%）となった。ただし、平成27年12月31日以前に発行した社債については、特定公社債として、源泉分離課税の対象となる例外規定が付けられていた。

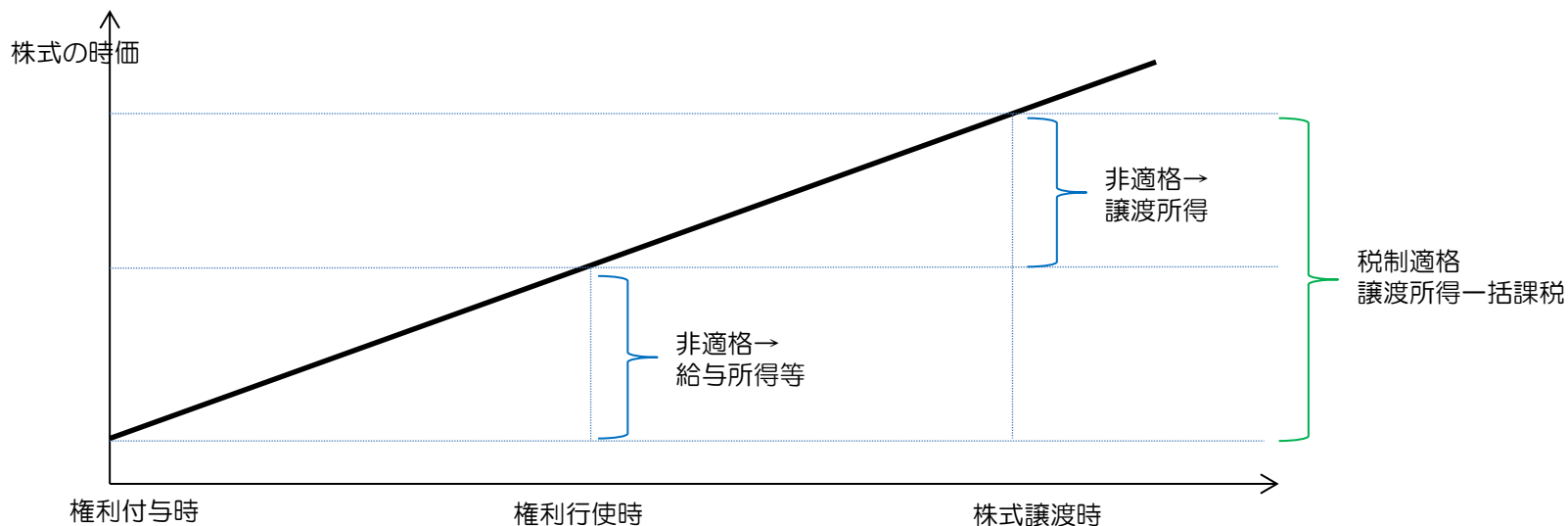
平成26年の改正案では、特定公社債の範囲から、平成27年12月31日以前に発行した公社債であっても、同族会社が発行した社債が除外されることになっている。したがって、同族会社が平成27年12月31日以前に発行した社債（私募債）の利子で、関係者である居住者が受取るものについては、源泉分離課税（20%）ではなく、総合課税（最高税率55%）の取扱いを受けることとなる。

改正内容・・・税制非適格ストックオプションに該当する新株予約権等で、その権利行使時に課税されるものを、権利行使前にその新株予約権等の発行者に譲渡した場合には、給与所得等として課税することとする。

	現行	改正案
発行会社に譲渡	譲渡所得	給与所得等
権利行使	給与所得等	給与所得等

適用時期等・・・平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用

(参考資料) スtockオプションの課税関係



個人所得課税⑤居住用財産の買換え特例の縮減・延長

改正内容

内容	現行	改正(案)
譲渡資産の譲渡対価要件	1億5000万円超は適用不可	<u>1億円超は適用不可</u>
適用期限	平成25年12月31日までの譲渡	平成27年12月31日までの譲渡

適用時期等・・・平成26年1月1日以後の居住用財産の譲渡について適用

個人所得課税⑥特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の延長

改正内容

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長され、平成27年12月31日までの譲渡に適用

(参考資料) 特例の適用要件について

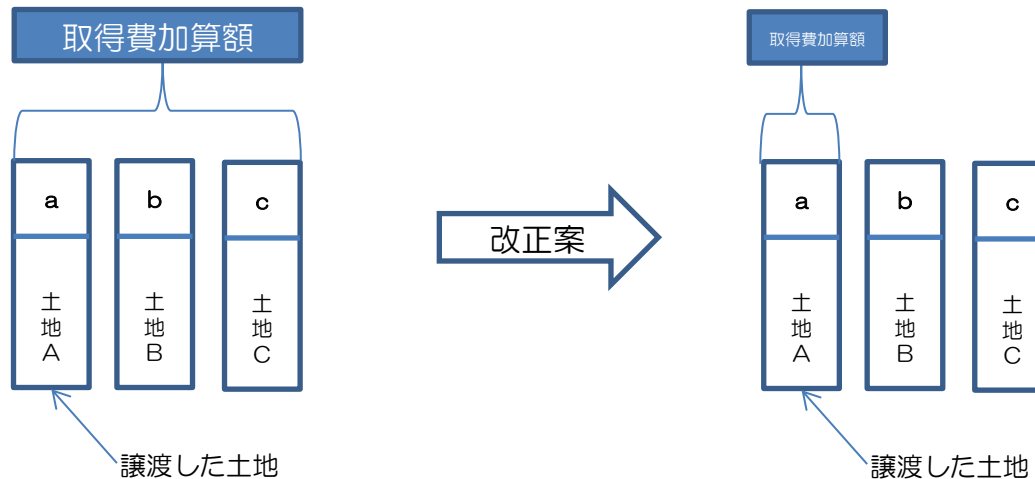
- ①自分が住んでいるマイホームの譲渡（住まなくなった日から3年目の12月31日までの譲渡）であること。
- ②譲渡の年の1月1日における所有期間が5年を超える資産で、日本国内にあるものの譲渡であること。
- ③譲渡の年の前年の1月1日から売却の年の翌年12月31日までの間に日本国内にある資産（新居宅）で家屋の床面積が50平方メートル以上であるものを取得すること。
- ④買換資産（新居宅）を取得した年の翌年12月31日までの間に居住の用に供すること又は供する見込みであること。
- ⑤買換資産（新居宅）を取得した年の12月31日において買換資産について償還期間10年以上の住宅ローンを有すること。

改正内容・・・土地等に係る相続税の取得費加算について、加算対象額が譲渡した土地等に相当する相続税額に限定されることとなる。

譲渡資産	現行	改正案
土地	相続した全ての土地等に対応する相続税相当額	譲渡した土地等に対応する相続税相当額

適用時期等・・・平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用

(参考資料) 土地等に係る取得費加算額の特例措置



改正内容・・・譲渡損失の他の所得との損益通算が制限され、かつ雑損控除を適用することのできない「生活に通常必要でない資産」の範囲に、ゴルフ会員権、リゾート会員権などが加えられます。

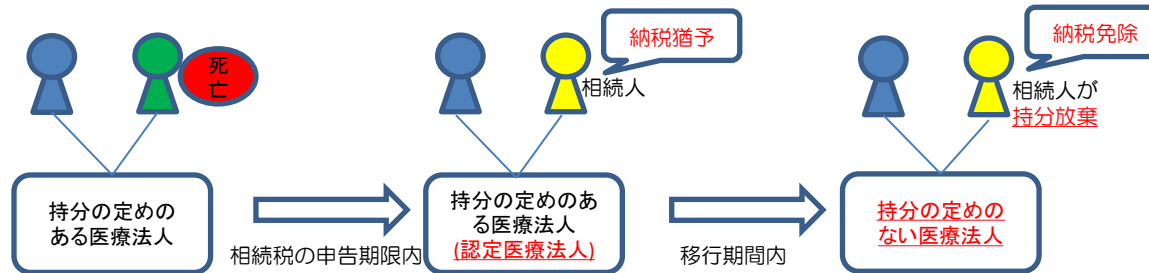
損失の内容		現行	改正案
ゴルフ会員権 リゾート会員権 など	譲渡損失 (売却)	損益通算 可能	損益通算 不可
	雑損失 (災害、盗難、横領)	雑損控除 可能	雑損控除 不可

適用時期等・・・平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用
資産を譲渡する場合について適用

改正内容・・・雑損控除の対象となる資産の損失金額について、その資産の時価（損失が生じた時の直前におけるその資産の価額）を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額に基づく価額（その資産の取得価額から減価償却累積額相当額を控除して金額）を基礎として計算する方法が加えられる。

適用時期等・・・平成26年分以後の所得税に適用

改正概要・・・相続人が「持分の定めのある医療法人」の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税のうち、当該認定医療法人の持分に係る相続税額を移行期間(仮称)の期間満了までその納税を猶予する。
また、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。



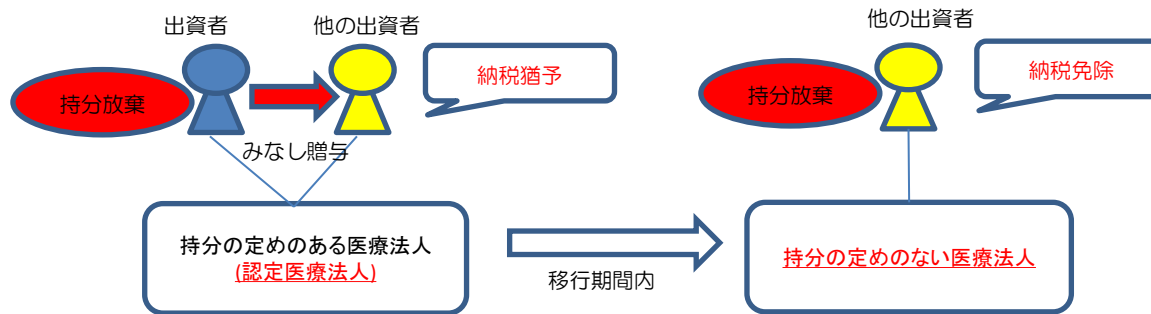
※認定医療法人(仮称)・・・認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人

※移行期間(仮称)・・・当該医療法人の社員総会で、移行検討の定款変更の議決をした日から3年以内で定款に定める期間(厚生労働省資料より)

適用時期等・・・移行計画(仮称)の認定制度の施行日以後の相続または遺贈

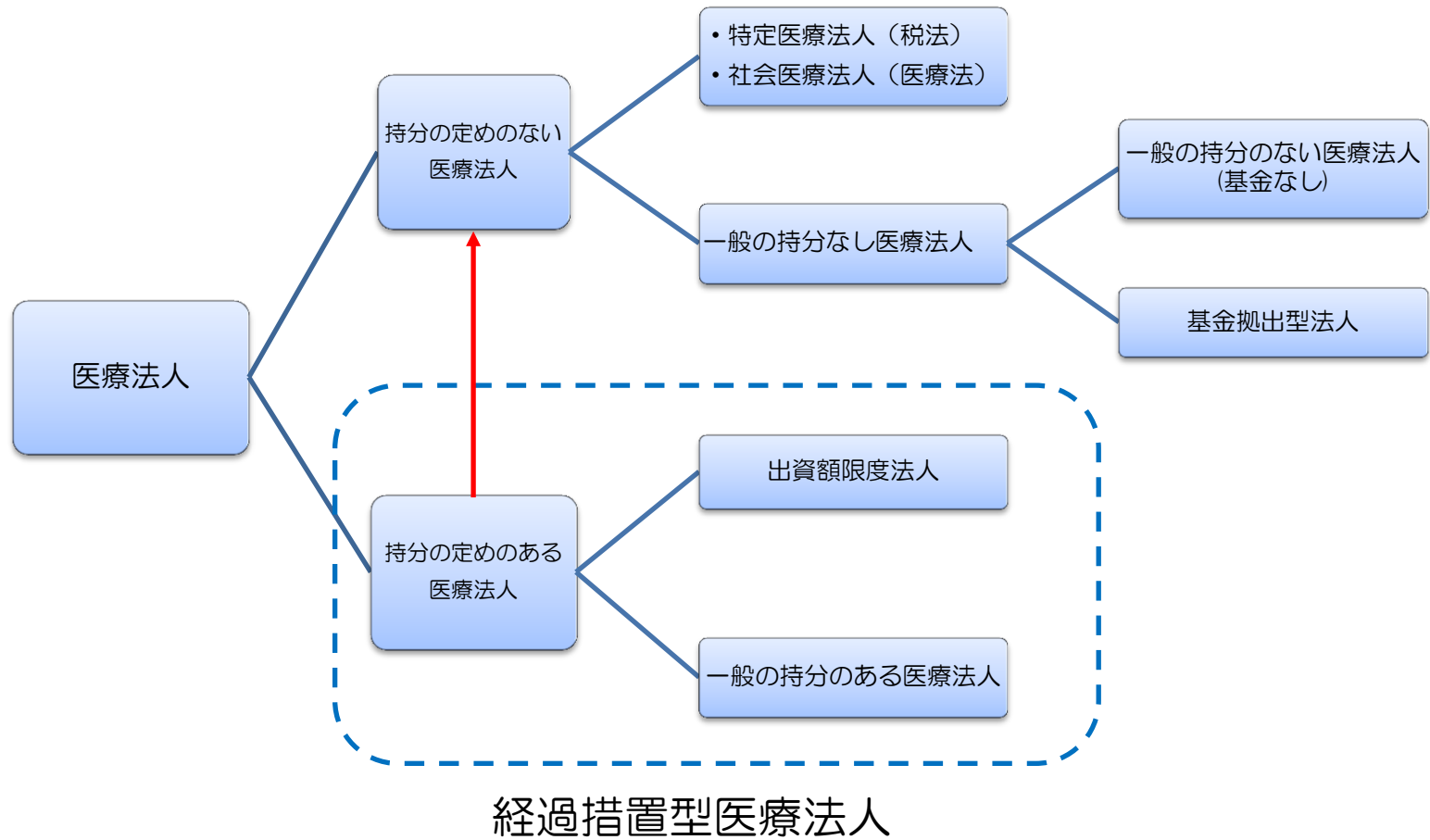
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人が「持分の定めのある医療法人」の持分を相続または遺贈により取得すること ・その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であること ・担保の提供を行うこと
猶予税額等	持分を取得した相続人は(a)から(b)の猶予税額を控除した金額を納税する (a) 持分を取得した相続人の、通常の計算に基づく相続税額 (b) 持分を取得した相続人以外の者の取得財産は不変としたうえで、その相続人が持分のみを相続したものととして算出されるその相続人の相続税額
猶予期限	移行期間(仮称)の期間満了まで
免除事由	以降期間内にその相続人が持分の全てを放棄した場合
全部確定事由	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合 ・認定の取消、持分の払い戻し等の事由が生じた場合
一部確定事由と納付税額	基金拋出型医療法人(仮称)に移行した場合には、持分のうち基金として拋出した部分に対応する猶予税額を納付する

改正概要・・・「持分の定めのある医療法人」の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該他の出資者が受けた経済的利益(他の出資者の持分の価額の増加額)に係る贈与税を移行期間(仮称)の期間満了まで猶予する。
また、移行期間内に納税猶予の適用を受けている当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除される。



適用時期等・・・移行計画(仮称)の認定制度の施行日以後の相続または遺贈

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 出資者が持分の定めのある医療法人の持分を放棄したことにより、他の出資者に対し持分の価額の増加に対する経済的利益のみなし贈与課税がなされること その医療法人が認定医療法人(仮称)であること 担保の提供を行うこと
猶予税額等	みなし贈与課税の適用を受ける、他の出資者は (a) から (b) の猶予税額を控除した金額を納税する (a) 通常の計算に基づく贈与税額 (b) 当該経済的利益のみに対して課される贈与税額
猶予期限	移行期間(仮称)の期間満了まで
免除事由	移行期間内にその他の出資者が持分の全てを放棄した場合
全部確定事由	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合 認定の取消、持分の払い戻し等の事由が生じた場合
一部確定事由と納付税額	基金抛成型医療法人(仮称)に移行した場合には、持分のうち基金として抛出した部分に対応する猶予税額を納付する



改正概要・・・設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、産業競争力強化法の中で規定される設備等の取得等をした場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができる。

【対象となる設備】

先端設備	最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの ※機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェアで一定の規模以上のもの ※上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行
生産性向上や労働生産性の改善に資する設備	生産性の向上に係る要件（投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上））を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載されたもの ※機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェアで一定の規模以上のもの

【税制措置】

	産業競争力強化法施行日～ 平成28年3月31日までに取得	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日までに取得
機械装置、工具、器具備品 建物付属設備、ソフトウェア	取得価額×100%の特別償却 又は 取得価額×5%の税額控除	取得価額×50%の特別償却 又は 取得価額×4%の税額控除
建物、構築物	取得価額×100%の特別償却 又は 取得価額×3%の税額控除	取得価額×25%の特別償却 又は 取得価額×2%の税額控除

※税額控除における控除税額は、当期の法人税額×20%を上限とする

【適用対象者】

青色申告書を提出する法人又は個人

【適用時期等】

平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用されると考えられる。ただし、産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までの間に対象となる設備を取得等した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において特別償却又は税額控除の適用を受けられる。

改正概要・・・中小企業者等が特定機械装置等を取得等した場合の特別償却・特別控除制度について、適用期限が3年延長となる。

また、中小企業者等が特定機械装置等のうち、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当する資産を取得等した場合には、特別償却・税額控除の制度が拡大される。

【税制措置と適用時期】

	中小企業者等の特定機械等を取得 (現行の制度)	中小企業者等の特定機械装置等が 生産性向上設備等に該当
中小企業者等 ※資本金1億円以下	取得価額×30%の特別償却	取得価額×100%の特別償却 又は 取得価額×7%の税額控除
特定中小企業者等 ※資本金3,000万円以下	取得価額×30%の特別償却 又は 取得価額×7%の税額控除	取得価額×100%の特別償却 又は 取得価額×10%の税額控除
適用時期	平成29年3月31日の取得等 まで3年間延長	産業競争力強化法施行日 ~ 平成29年3月31日 までに取得等

【特定機械装置等】

- ①160万円以上の機械装置 ②120万円以上の一定の工具、器具備品 ③70万円以上の一定のソフトウェア
④車両総重量3.5t以上の貨物自動車 ⑤内航海運業の用に供される船舶

【適用対象者】

資本金1億円以下の中小企業者等（個人の所得税も対象となる）

【適用時期等】

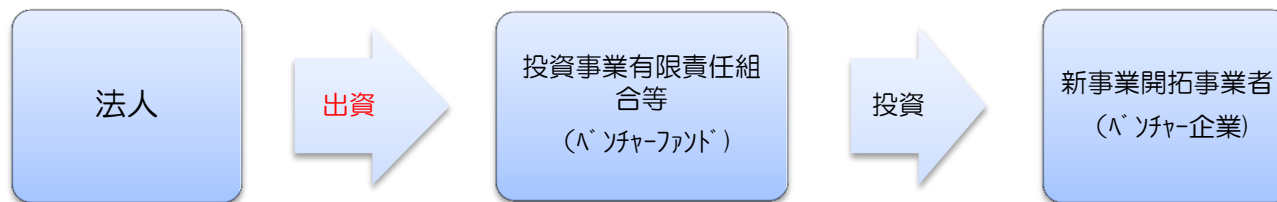
平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用されると考えられる。

ただし、産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除の適用を受けられる。

改正概要・・・民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するため、ベンチャーファンドに出資する法人に税制上の支援措置を講じた。

【改正内容】

対象者	青色申告書を提出する法人 (特段の記載がないため、個人には適用がないと考えられる)
一定の投資事業有限責任組合等への投資要件	産業競争力強化法の施行の日から平成29年3月31日までの期間内に、同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた、投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結すること
積立対象期間	投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業計画の認定を受け、その認定を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をし、その特定新事業開拓投資事業計画に従ってその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式等を取得した日から、投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内
税制措置	各事業年度終了の時ににおいて有するその株式等の、その事業年度終了時における帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てることにより、損金算入することができる



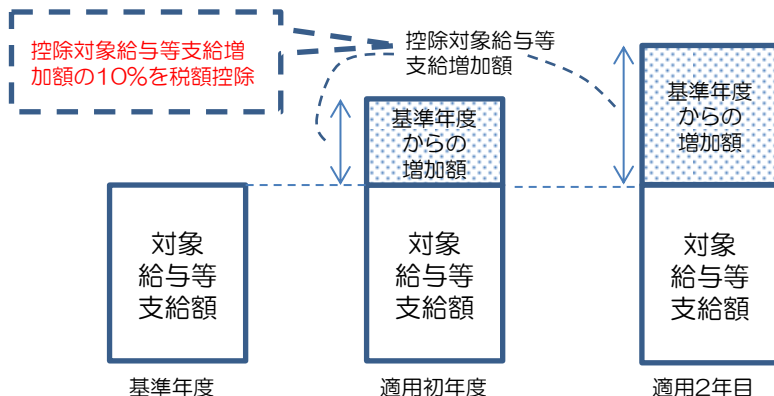
【適用時期等】

平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用

改正概要・・・個人所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。

【所得拡大促進税制（現行制度）の内容】

基準年度(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度)と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除できる制度



【要件】

- ①基準年度と比較して**5%以上**給与等総支給額が増加していること
- ②給与等総支給額が前年度以上であること
- ③**平均給与等支給額が前年以上**であること

【改正内容】

1. 増加割合要件の緩和

適用年分	現行	改正(案)
平成27年4月1日前開始年度	5%以上	2%以上
平成27年4月1日～平成28年3月31日の開始年度		3%以上
平成28年4月1日～平成29年3月31日の開始年度	適用なし	5%以上

2. 平均給与等支給額の要件の緩和

	現行	改正(案)
平均給与等支給額の算定	国内雇用者給与を基礎	継続雇用者給与を基礎

【適用時期等】

現行制度について、適用期限が平成30年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長。

改正内容については、平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

なお、平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度において、改正後の要件の全てを満たすときは、その適用年度において、税額控除が可能となる。

改正概要・・・復興特別法人税が一年前倒して廃止される。

【改正後の法人税率】

1. 平成26年4月1日～平成27年3月31日までに開始する事業年度

	年800万円以下	年800万円超
中小法人(資本金1億円以下) 一般社団法人等	15%	25.5%
中小法人以外の普通法人	25.5%	

2. 平成27年4月1日以後開始する事業年度

	年800万円以下	年800万円超
中小法人(資本金1億円以下) 一般社団法人等	19%	25.5%
中小法人以外の普通法人	25.5%	

法人課税⑥交際費等の損金不算入制度の見直し

交際費課税について、現行全額損金不算入とされる大法人においても、外部飲食費の50%が損金算入されるとされた上で、適用期限が2年延長される。

1. 交際費等の額のうち、飲食の為に支出する費用の額の50%が損金の額に算入される。ただし、飲食の為に支出する費用には専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）は含まないこととされる。
2. 中小法人に係る損金算入の特例（年800万円まで、支出交際費等の全額が損金算入される制度）については、上記1の制度との選択適用とされる。
3. 交際費課税については、適用期限が2年延長されて平成28年3月31日までに開始する事業年度において支出する交際費等の額に適用される。

上記の改正については、特段の規定が設けられてないため、平成26年4月1日以後開始する事業年度において適用されると考えられる。

【自動車取得税の見直し】・・・減税

1. 税率の引下げ（平成26年4月1日以後取得分より）

車種区分	現行	改正(案)
自家用自動車(軽自動車除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

2. エコカー減税の拡充（平成26年4月1日以後取得分より）【乗用車等の例】

対象車※新車に限る	現行	改正(案)
電気自動車等	非課税	非課税
平成27年度燃費基準+20%達成		
平成27年度燃費基準+10%達成	▲75%	▲80%
平成27年度燃費基準達成	▲50%	▲60%

【軽自動車税の見直し】・・・増税

1. 税率の引上げ（平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用）

車種の区分		現行	改正(案)
乗用 (四輪以上)	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
貨物用 (四輪以上)	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円

【みなし仕入率の見直し】・・・増税

消費税増税に合わせて、益税との批判の大きい簡易課税制度について、不動産業等のみなし仕入率が引き下げられる。

	現行	改正(案)
金融業及び保険業	第4種事業 (60%)	第5種事業 (50%)
不動産業	第5種事業 (50%)	第6種事業 (40%)

適用時期等・・・平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用

(参考資料) 改正前後のみなし仕入率

		現行	改正(案)
	卸売業	第1種(90%)	第1種(90%)
	小売業	第2種(80%)	第2種(80%)
	農林水産業	第3種(70%)	第3種(70%)
	鉱業		
	建設業		
	製造業		
	料理飲食業等	第4種(60%)	第4種(60%)
	金融業及び保険業	第5種(50%)	第5種(50%)
	運輸通信業		
	サービス業		
	不動産業		第6種(40%)